

東弁19人第51号
2007年11月12日

千葉刑務所
所長西川伸一殿

東京弁護士会
会長 下河邊 和彦

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

貴所が、2004（平成16）年11月8日に開催した懲罰審査会において申立人に対し、同審査会での発言に備えて申立人が準備した書面の携行を認めなかった行為は、申立人の適正手続を保障される権利（憲法31条）を侵害するものです。

よって今後は、容疑者から、懲罰審査会での発言に備えて準備した書面の携行を求められた場合にはこれを認めるよう、勧告を致します。

第二 勧告の理由

一 認定事実

調査の結果によれば、以下の事実が認められる。

- 1 申立人は、2004（平成16）年10月21日に房内で大声を出したという規律違反行為の容疑で、同年10月25日及び同月27日に取り調べを受け、その後の同年11月8日午後1時、同容疑に関し懲罰審査会が開かれた。
- 2 申立人は、同審査会に備えてA4版の用紙に3枚程度の原稿を用意し、審査会当日の午前中、申立人の房の担当職員Bに対し、「書面を携行したいのでその旨の許可を取って欲しい」と求めた。
- 3 Bは内線電話で書面の携行の許否を確認した後、申立人に対し携行は許可されなかった旨申し向けた。
- 4 このため申立人は、用意した書面を携行せずに懲罰審査会に臨まざるを得なかった。

二 事実認定に関する補足説明

認定は上記の通りであるが、貴所は、「申立人から当該懲罰審査会への書類の携行

の許可を求めた旨の記録は存在しない。」と、あたかも申立人からの書類携行の許可の申立がなかったかの如く回答をしているので事実認定に関して補足説明をする。

1 申立人には発語に著しい不自由があり、言葉を極めてゆっくりとしか発することができない上、吃音もあることが、委員による申立人からの事情聴取の結果明らかになっている。

申立人はかかる状態にあることから、申立人が懲罰審査会において要領よく自身の主張をするため、事前に原稿をしたためてその書面の携行をしようとすることは十分に考えられることである。

また、本件人権救済申立の申立書は、極めて細かい字で合計12枚に及ぶ大部なものであり、かかる申立書は申立人の緻密で几帳面な性格を徴表しているところ、かような緻密で几帳面な性格の者が、懲罰審査会等の聴聞の場のために事前に周到的準備をしたであろうことは想像に難くない。

以上を総合すると、申立人が書面を作成し、かつ、その書面の携行の許可を事前に求めたという申立人の供述は十分に信用できる。

2 他方、貴所は、申立人の許可申請の有無については、許可を求めた旨の記録が存在しないと答えるのみであって申立人が書類の携行を求めなかったとは断じておらず、とすれば、申立人が許可を求めながらもその旨が単に記録されていないに過ぎない可能性がある。

即ち、申立人が貴所の職員であるBに書面の携行の許可を求めたが、Bから連絡を受けた担当部署がその旨の許可をせずかつその旨の記録をしなかったという可能性があるものであり、かかる事態は、担当部署において、Bを介した申立人からの申入れを単なる事実上の打診という程度に扱っていたとすれば十分に考えられることである。

3 これらを総合すると、申立人が書面を携行しようとして貴所の職員にその旨の許可を求めたこと、及び貴所職員においてこれを認めなかったことは優に認定することができ、よって一の通りの認定をした次第である。

三 判断

懲罰審査会は、被収容者の規律違反行為に関する事実を認定し懲罰に関する意見を決する場であり、容疑者には十分な防御の機会が与えられていなければならない。

そして、行政手続にも憲法31条の適正手続保障の趣旨が及ぶことは判例も認めているところ（最大判1992（平成4）年7月1日・民集46巻5号437頁）、かかる適正手続の保障は、十分な攻撃防御の機会が与えられることも当然に含むものである。

防御のための弁論を展開するに際し、自身の考えを要領よくまとめて説得的に論ずるために、その内容を事前に記録しその記録したものを参照することが有効であることはいうまでもなく、現に訴訟手続においては、法廷で弁論をする際に記録物を参照することは当然のこととして認められている。

申立人は、かように当然のこととして認められるべき記録物の参照が阻害されたのであり、貴所がもたらしたかかる阻害は、申立人の適正手続を保障される権利（憲法 31 条）を侵害するものであるといわざるを得ない。

しかも本件の申立人には発語に著しい不自由があって言葉を極めてゆっくりとしか発することができない上、吃音もあるのであり、このような者の場合、自己の言い分を展開するにあたって記録物を参照できないことの不利益は、発語に不自由がない者に比して格段に大きく、よって申立人に対する人権侵害の度合いは多大である。

懲罰審査会において、容疑者が防御のために書面の携行を求めたとき、それは当然に許可されるべきであって、申立人に対してそのような機会を与えなかった貴所に対し、頭書の通り勧告をする次第である。

以 上